（その他契約に基づく資金流入額）

第七十四条　［略］

2　［略］

3　前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会又は連結子法人等は、次に掲げるものをその他契約に基づく主要な資金流入項目に含めないものとする。

一　［略］

二　コルレス銀行業務を提供する取引相手方に対する預け金（業務に必要となる金額を超えて預け入れており、流動性ストレス時において引き出される蓋然性が極めて高いと信用金庫連合会又は連結子法人等が推定可能な部分の額を除く。）

三　［略］

（その他契約に基づく資金流入額）

第七十四条　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

二　［同上］

備考　表中の「［］」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準の一部改正）

第四条　金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	**第一条**　［同上］
［一～六十四　略］	［一～六十四　同上］
六十五　カバード・ショート・ポジション最終指定親会社等が有価証券に係るショート・ポジションを充足するために当該有価証券をレポ形式の取引等又は無担保の借入れによって調達している場合（当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れで取得した有価証券について、基準日から弁済期までの期間が三十日を超えるレポ形式の取引等の差入資産として提供している場合を含む。）における、当該ショート・ポジションを形成する取引及び当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れを総称したものをいう。	六十五　カバード・ショート・ポジション最終指定親会社等が有価証券に係るショート・ポジションを充足するために当該有価証券をレポ形式の取引等又は無担保の借入れによって調達している場合（当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れで取得した有価証券について、基準日から弁済期までの期間が三十日を超えるレポ形式の取引等の差入資産として提供している場合を含む。）における、当該ショート・ポジションを形成する取引及び当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れを総称したものをいう。
［六十六～七十五　略］	［六十六～七十五　同上］
（レベル２Ｂ資産）	（レベル２Ｂ資産）
第十条　次の各号に掲げる資産（レベル１資産及びレベル２Ａ資産を除く。以下「レベル２Ｂ資産」という。）が第十三条の規定により適格レベル２Ｂ資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、当該各号に定める値とする。	**第十条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　中央政府、中央銀行等又は中央政府以外の公共部門が発行し、又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの　五十パーセント	二　［同上］
イ　債務者が金融機関等又はその子会社若しくは関連会社ではないこと。	［号の細分を加える。］
ロ　［略］	イ　［同上］
ハ　［略］	ロ　［同上］
ニ　［略］	ハ　［同上］
［三・四　略］	［三・四　同上］
2　［略］	2　［同上］
（自由処分性）	（自由処分性）
第十四条　運用上の要件のうち「自由処分性」とは、流動資産に係る第一号から第八号までに掲げる全ての要件又は第九号に掲げる要件をいう。	**第十四条**　［同上］
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対してレポ形式の取引等若しくは中央銀行有担保資金取引の担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であって、	九　中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対して担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であって、基準日時点において担保として実際に用いられていな